

論文要旨

申請者名 菱田 雄太 印

申請学位 修士 (経営学)

論文題目	のれんの会計 —償却か非償却か—
論文要旨 (4,000 字以内)	
<p>企業は M & A を行なう際に、被買収企業の知名度やブランド力、技術力、社員の質などを評価して、当該企業の純資産額より高い対価を支払うことがある。会計では、この支払額と被買収企業の純資産額との差額を“のれん”と呼ぶが、こののれんは実体のない資産（無形固定資産）として分類されている。</p> <p>近年では M & A をとおして急速な成長を図る企業が増加している。くわえて買収額の巨額化にともなってのれんの計上額も急増してきたため、企業の経営成績や財務状態を適切に表すためののれんの会計処理方法についての議論が活発になされている。</p> <p>のれんの会計処理をめぐるのは、日本基準、米国基準、国際財務報告基準（以下「IFRS」）の間でいくつもの違いが存在するが、その最大の相違点は、のれんを每期定期的に償却していくのか（日本基準）、それとも規則的な償却は行わずに減損の兆候があった場合に減損テストをとおして処理をするのか（米国基準、IFRS）というところにある。</p> <p>IFRS、米国基準、日本基準のコンバージェンスが相当に進んできたのはたしかであるが、現段階では包括利益のリサイクルと並んでこののれんの処理が、それぞれが一步も譲ることができない深刻な対立点となっている。そこで本論文の第 1 章では、のれんの本質やその構成要素など、のれんの会計的性格について考察した。</p> <p>のれんのとらえ方については、大きく分けて、識別不能無形資源説、超過利益説、ならびに総合的評価勘定説の 3 つがある。本論文では、榊原(2015)と田中・松本(2012)、白(2005)に沿ってこれについての整理を試みたが、資産計上されているのれんには、識別可能および識別不能な無形の経済的資源ばかりではなく、資産の過大ないし過小評価額も少なからず含まれていることから、ここでは総合的評価勘定説に拠るのが適切であろうと判断した。</p> <p>第 2 章では、企業結合における 2 つの会計処理方法であるパーチェス法と持分プーリング法の比較を中心に検討した。合併会社が被合併会社の純資産をそのときの市価ないし公正であると考えられる価額で購入 (purchase) したものとみなすのか、それとも、合併会社と被合併会社がそれぞれの資産と負債を持ち寄って新会社を設立したものととらえ、双方の株主は合併後の新会社の持分を共有 (pool) したと考えるのかで当然ながら会計処理</p>	

方法は異なってくる。

パーチェス法を採用した場合に生じるのれんについては、従来は日本基準のみならず米国基準ならびに IFRS においても規則的償却が採用されていた。しかしながら、のちに米国基準がパーチェス法に一本化された際に、この方法のもとでそれまで実施されていたのれんの償却は行なわないものとされ、代わって年に 1 回以上の減損テストのみが要求されることとなった。IFRS においても同様の決定がなされたが、日本基準においては持分プーリング法が廃止されたのちも、のれんの規則的償却が求められている。

規則的償却は適正な期間損益計算を優先しようという会計観から、また非償却・減損処理は公正な財産価値測定こそが会計の主目的であるとする立場から主張されている。資産負債アプローチを前面に押し出した米国基準・IFRS と、資産負債アプローチを相当に取り入れているものの収益費用アプローチの影響もまだ相当に残っている日本基準との妥協点は、現段階では容易に見つかりそうにないといえよう。

第 3 章では、のれんの具体的な処理方法について検討した。規則的償却を主張する論拠としては、①のれんの有する超過収益力や競争優位の源泉は時の経過とともに減価していくであろうこと、②のれんの耐用年数を予測することは困難であるとしても、のれんが減価しない資産ではない以上は一定の期間を定めて償却していくことが保守的な会計処理であること、③のれんの価値が維持されているにしても、それは自己創設のれんが旧来ののれんの減価分を補っていること、などが挙げられている。

これに対して非償却・減損処理を唱える論者は、①のれんは増加することもあるので、減価を前提として議論するのは適切ではないこと、②のれん償却分を費用計上することによって M & A にブレーキがかかるのではないかと懸念されること、③財務分析の専門家の多くはのれんの償却費用を度外視した業績指標を用いていること、などをその理由としている。

筆者は、取得したのれんに対して継続的な維持管理がなされなければ、その価値は時間の経過に伴って減少していくものと考えている。すなわち、かりにのれんの価値がそのまま保たれているとすれば、それは自己創設のれんの計上によって減価した分を補填している状況が発生していると捉えて規則的償却に賛成するものであるが、しかしながらこれに対する反対論にもそれなりの根拠があることは理解することができた。

第 4 章では、東芝の原子力発電事業の減損事例を取り上げた。東芝を分析対象としたのは、①減損が発生した過程が詳しく報道されていること、②減損の兆候がいろいろなかたちをとって何度も観察される（と筆者は考える）からである。

繰り返すとのれんの処理方法には、規則的にのれんの価値を償却していく方法と、定期的償却は行なわず価値が棄損したと判断されたときには減損させる方法の 2 つがある。このうち後者の手続きは、企業価値・事業価値を正確に、そして適時に認識しそれを測定す

ることができるという前提に立つものである。

それでは、はたして経営者は将来の事象を合理的に予想して、企業価値ないし個別事業の価値を正確に測定することができているのであろうか。このあたりの現状を観察することは、のれんの処理のあり方を考えるにあたって不可欠であろう。

結論だけを言えば、(a)そもそもウェスチングハウス社買収の価額は合理的な採算性計算に基づいて決定されていないのではないか、(b)東日本大震災が発生した時点で将来見通しを引き下げて減損を計上すべきだったのではないか、(c)子会社が減損を計上した時点で親会社も同様に処理すべきであったのではないか、(d)ウェスチングハウス社の減損に対して東芝が、収益性の低下ではなく会社全体の信用性の低下による割引率の増加を理由として挙げたのは不適切ではないか、(e)買収後たったの1年で債務超過額が当初想定額の10倍近くに広がったというのは、買収時点での査定額が大きく違っていたためではないか、などの諸点を考え合わせると、企業価値・事業価値を適切に見積もるのは相当に困難であって、何らかの減損の兆候が発生したときにすみやかに損失を合理的に見積もるなどということは、実際には至難の業であると判断せざるを得ない。

東芝の事例からは、認識測定の困難性や恣意性の介入が、適切な減損処理を進めるにあたっての大きな問題となることが明らかとなった。そしてこの問題は、これまでは一貫して非償却の立場を取ってきたIFRSにも深刻に受け止められたようである。すなわち、規則的償却が不要なIFRS採用企業が無謀なM & Aに走り、巨額ののれんを計上していることに危機感を覚えたIFRSでは、非償却・減損処理の再検討に入ったと伝えられる。

第4章での検討からは、重大な判断を下すべきであったポイントのほとんどにおいて、適切な測定ができなかったり、恣意性が介入して問題が先送りされたりしがちであることが示された。筆者は、第3章までの理論面の分析ならびに第4章での事例の分析を踏まえて、のれんを規則的償却に償却する方が適切であると結論づけることにしたい。

